

令和7年度

## 教職員互助会の給付事業について

### ❁ 出産祝金 ❁

会員または会員の妻が出産したとき。



### ❁ 結婚祝金 ❁

会員が結婚したとき。  
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



### ❁ 傷病見舞金 ❁

会員が公務外の傷病で休職し、  
給料が減額又は無給となったとき。



### ❁ 銀婚祝金 ❁

会員が結婚25周年を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL:<https://www.kokyogo.jp/>

## 給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# ご請求はお済みですか？

## — 高知県教職員互助会 —

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

### 入学祝金

**給付内容**

会員の子が小学校に入学したときに、10,000 円を給付します。

**請求期間**

小学校に入学する年度の 4 月 1 日から 3 年間。

例) 令和 5 年 4 月に小学校に入学した場合。

請求期間：令和 5 (2023) 年 4 月 1 日～ 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日



**必要書類**

①入学祝金請求書

②入学児が公立学校共済組合の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍を添付してください。

※入学年度の4月1日以降に市区町村役場から発行されたもの（写し可、全ページをコピー）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

### 銀婚祝金

**給付内容**

会員が婚姻届出から満 25 年を迎えたとき、20,000 円を給付します。

※婚姻の届出をした日が起算日となります。

**請求期間**

満 25 年を迎えた日の翌日から 3 年間。

例) 婚姻日が平成 10 (1998) 年 6 月 10 日の場合。

請求期間：令和 5 (2023) 年 6 月 10 日～ 令和 8 (2026) 年 6 月 9 日



**必要書類**

①銀婚祝金請求書

②請求者本人の戸籍

※婚姻届出から満 25 年目の日以降に市区町村役場から発行された戸籍（写し可、全ページをコピー）を添付してください。

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

- 戸籍謄本等の広域交付により、本籍地の市区町村以外にお住まいの場合でも、お住まいの市町村役場で戸籍謄本等の発行を受けることができます。
- 上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から 3 年間です。
- いずれの給付も、**※会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後 6 ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）。**

**※採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりませんので、ご注意ください。**

◀ 新しく公立学校共済組合の組合員となられた会計年度任用職員（パートタイム）の方へ ▶

# 高知県教職員互助会 加入のご案内

高知県教職員互助会は、高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とし、会員に対して医療給付等を行っている団体です。

## ■ 加入対象の方 ■

新たに公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得された、  
会計年度任用職員（パートタイム）の方

※以前組合員資格があり、資格喪失後改めて資格取得した方を含みます。  
※市町村費職員、当互助会退職互助部特別会員、再任用短時間職員は対象になりません。

## ■ 加入方法・申込期限 ■

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日から1ヶ月以内に、  
所属所長を通じて「加入申込書兼同意書」を当互助会へ提出してください。

※組合員資格を取得した日が互助会加入日となります。それ以外のタイミングでの加入はできません。  
※加入申込書兼同意書の様式は、所属所または当互助会のホームページでご確認ください。



## ■ 対象の事業 ■

医療費補助金給付（100～5,000円/件）

【給付内容】 会員本人の医療費自己負担額が1件<sup>注</sup>につき2,500円を超えたとき、  
超えた金額から7,500円までの範囲の金額に相当する額を給付します。  
（100円未満は切り捨て） 注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。

【給付例】

※給付要件等は変更になることがあります。

受診日	4月2日	4月10日	4月28日	合計額	2,500円を超えた額から7,500円までの範囲
自己負担額	A 病院	3,800円		3,800円	計算式：3,800 - 2,500 = 1,300
	B 歯科	3,500円	5,200円	8,700円	計算式：7,500 - 2,500 = 5,000
	C 病院	1,080円		1,080円	給付なし

☆ 4月分の医療費補助金は、【A病院分 1,300円 + B歯科分 5,000円】 = 6,300円 となります。



## ■ 掛金 ■

定額800円 / 月

※掛金は毎月の給与から控除します（控除できない掛金は納付書で払い込みいただきます）。

## ■ その他 ■

臨時的任用教職員等への移行等、雇用形態が変更となった場合は、対象の事業・掛金についても変更となります。

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# 互助会の会員資格等の取り扱いについて

高知県教職員互助会の会員資格等の取り扱いは下記のとおりです。  
雇用形態によって対象の事業や掛金が異なりますので、ご確認ください。



区分	会計年度任用職員 (パートタイム)	左記以外 [ 正規職員・臨時的任用教職員・任期付職員 (フルタイム)・会計年度任用職員(フルタイム)等]																					
加入の機会	①公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき ②雇用期間に定めのある職員が雇用期間に定めのない職員となったとき ※市町村費職員・再任用職員(再任用短時間職員を含む)・当互助会退職互助部特別会員の方は加入対象になりません。																						
加入対象	一般互助部	一般互助部 退職互助部																					
対象の事業	医療費補助金給付 ※家族医療費補助金は含みません。	全事業 ※内容はホームページでご確認ください。 一般財団法人高知県教職員互助会トップページ → <a href="#">高知県教職員互助会について</a>																					
掛金/月	定額 800 円	一般互助部：給料の月額の 6/1000 退職互助部：給料の月額の 8/1000																					
雇用形態が変わったとき	共済組合員資格が継続したまま雇用形態が変更となった場合、互助会資格についても継続します※ <sup>1</sup> が、給付内容等は下記のとおり変更となります。 ※ <sup>1</sup> ：市町村費職員へ移行したとき・再任用職員となったとき・退職互助部特別会員となったときは除きます。  例) 下記①⇒②⇒③のとおり雇用形態に変更があった場合の、互助会会員資格。																						
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>R7/4/1</td> <td>R7/8/1</td> <td>R7/12/16 <sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>① 令和7年4月1日~7月31日</td> <td>② 令和7年8月1日~12月15日</td> <td>③ 令和7年12月16日~</td> </tr> <tr> <td>雇用形態 会計年度任用職員(パートタイム)</td> <td>雇用形態 臨時的任用教職員</td> <td>雇用形態 会計年度任用職員(パートタイム)</td> </tr> <tr> <td>互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円</td> <td>互助会会員資格 【掛金】 給料月額の 6/1000</td> <td>互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円</td> </tr> <tr> <td>互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td> <td>互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部全事業</td> <td>互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td> </tr> <tr> <td>R7/4/1</td> <td>R7/8/1</td> <td>R8/1/1</td> </tr> </table>					R7/4/1	R7/8/1	R7/12/16 <sup>※2</sup>	① 令和7年4月1日~7月31日	② 令和7年8月1日~12月15日	③ 令和7年12月16日~	雇用形態 会計年度任用職員(パートタイム)	雇用形態 臨時的任用教職員	雇用形態 会計年度任用職員(パートタイム)	互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円	互助会会員資格 【掛金】 給料月額の 6/1000	互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円	互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部全事業	互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	R7/4/1	R7/8/1	R8/1/1
R7/4/1	R7/8/1	R7/12/16 <sup>※2</sup>																					
① 令和7年4月1日~7月31日	② 令和7年8月1日~12月15日	③ 令和7年12月16日~																					
雇用形態 会計年度任用職員(パートタイム)	雇用形態 臨時的任用教職員	雇用形態 会計年度任用職員(パートタイム)																					
互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円	互助会会員資格 【掛金】 給料月額の 6/1000	互助会会員資格 【掛金】 定額 800 円																					
互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部全事業	互助会会員資格 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金																					
R7/4/1	R7/8/1	R8/1/1																					
	※ <sup>2</sup> ：月途中で雇用形態が変更となった場合、互助会の掛金及び対象事業は翌月から変更となります。また、②の期間については退職互助部への加入も可能です(対象年齢の方)。																						

# 退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。

この機会に、退職互助部制度への加入について是非ご検討ください。

また、既に加入いただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員となられることをおすすめします。

## ～今年度35歳の皆様へ～

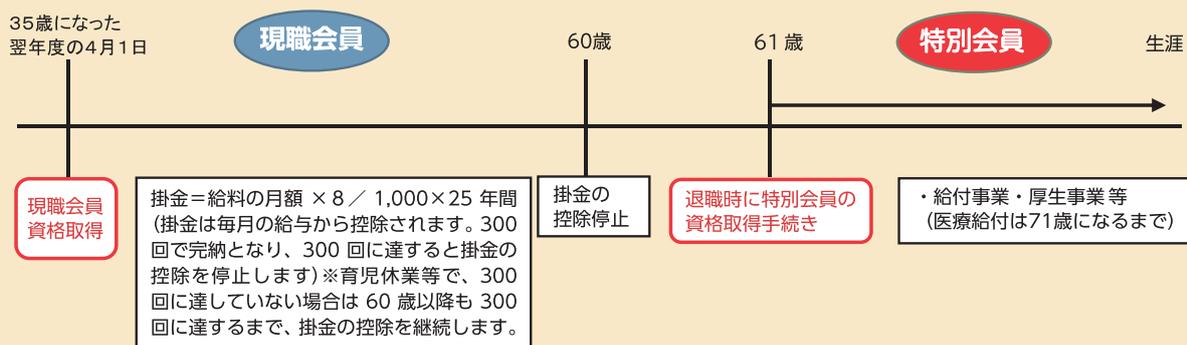
- ・35歳になった翌年度の4月1日に退職互助部の現職会員に加入
- ・該当の方には3月頃に事務局からお知らせしますので、この機会を逃さずにご加入ください。

## ～現職会員の皆様へ～

- ・退職された日の翌日に特別会員の資格を取得します。
- ・配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。
- ・資格取得手続きについては互助会ホームページをご覧ください。

### 《退職互助部制度のイメージ図》

令和7年3月31日以降に退職される方（例：令和6年度末に定年退職の場合）



- ※ 1. 掛金率8/1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。(单身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額を給付します。)
- ※ 2. 退職時に45歳以上であれば特別会員になれます。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただきます。
- ※ 3. 退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額を給付します。

### 《医療費の補助が受けられます》

- ・在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
- ・退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、退職互助部に加入していれば、引き続き71歳になるまで医療費の自己負担額を軽減することができます。
- ・退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。

### 《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金(71歳になるまで医療費の負担が軽減されます)、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成

# 定年年齢の引き上げに伴う退職互助部制度の変更について

## 1. 制度変更の内容（令和6年4月1日施行）

### ①加入年齢及び掛金について

加入年齢は36歳で変更しないこととし、※若年者加算金の基準年齢を下記③のとおり段階的に引上げることにしました。

※若年者加算金とは

退職互助部の掛金は、主に特別会員及び届出配偶者に対する医療費補助金・配偶者医療費補助金を、定年退職から70歳に達するまでの10年間給付することを想定したものですので、定年前に退職された場合は、給付を受ける期間が10年を上回るため、その上回る期間分の給付に充てるためのものです。

### ②給付について

医療費補助金・配偶者医療費補助金の受給期間を、定年年齢の引き上げに合わせて、給付対象受診月の上限を下記③のとおり段階的に引き上げることにしました。

また、入院見舞金の対象年齢についても、下記③のとおり段階的に引き上げることにしました。

### ③制度変更内容一覧

定年年齢	退職日 特別会員資格取得日	若年者加算金の基準年齢	医療費・配偶者医療費補助金給付対象受診月の上限	入院見舞金の対象年齢	備考
61歳	令和7年3月31日～令和9年3月30日 令和7年4月1日～令和9年3月31日	61歳	71歳を迎える月まで	71歳～	
62歳	令和9年3月31日～令和11年3月30日 令和9年4月1日～令和11年3月31日	62歳	72歳を迎える月まで	72歳～	
63歳	令和11年3月31日～令和13年3月30日 令和11年4月1日～令和13年3月31日	63歳	73歳を迎える月まで	73歳～	
64歳	令和13年3月31日～令和15年3月30日 令和13年4月1日～令和15年3月31日	64歳	74歳を迎える月まで	74歳～	
65歳	令和15年3月31日～ 令和15年4月1日～	65歳	※75歳を迎える前日まで	75歳～	※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行

## 2. 制度変更の概略図（定年退職の場合）

### ①制度変更前（R7.3.30以前の退職者）



### ②制度変更後（R7.3.31以降の退職者）



## 令和7年度 ライフプランセミナーのご案内

視聴期間：令和7年7月28日(月)～同年8月24日(日)

- ・教職員生涯福祉財団のホームページ上で動画を視聴する WEB セミナーです。
- ・視聴開始日の 10 日前までに所属所あてに視聴用パスワードをお知らせします。



ホームページ

セミナー区分	目安年齢	内容
退職準備型	50歳代半ば ～ 退職前5年以内	・退職後の経済生活プラン ・公的年金・退職後の医療保険 ・退職後の生きがいのプラン・健康のプラン
生活設計型	40歳代 ～ 50歳代半ば	・経済生活のプラン ・生きがいのプラン・健康のプラン
経済生活設計型	20歳代 ～ 30歳代	・ライフイベントごとの必要費用と資産形成・保険 ・(住宅)ローン・経済生活設計表の作成・福利厚生制度

## ベネフィット・ステーションを活用しましょう！

ベネフィット・ステーションは、組合員とその家族(2親等内)を対象に宿泊施設、フィットネスクラブ、飲食店、育児、各種レジャー、自己啓発など幅広いメニューでの割引(会員優待価格)が受けられるサービスです。

利用開始時にはベネアカウントの登録が必要です。ベネフィット・ステーションのサイトまたはアプリの登録画面にアクセスし、まずは登録を試みましょう。

※原則として、組合員資格取得日の属する月の翌月下旬にベネフィット・ステーションの会員証が届き、資格取得日の属する月の翌々月1日から利用開始となります。(会員証に記載の ID は使用しません)。

ベネフィット・ステーション HP はこちら

公式アプリのダウンロードはこちら

〈PC-スマホ〉  
<https://bs.benefit-one.inc/>



iPhone



Android



## 投稿作品募集

次号「福利高知第141号」へ掲載する作品を募集しています。

「写真」「絵」「イラスト」「ワンショット」「4コママンガ」「俳句・川柳」

①作品名(あれば) ②氏名(掲載時にペンネームも可) ③所属(学校)名 ④連絡先(電話)

「我家のペット」

飼い主さんの・・・①氏名(掲載時にペンネームも可) ②所属(学校)名 ③連絡先(電話)

ペットの・・・ ④写真 ⑤名前 ⑥種類 ⑦コメント(80字以内)

メールまたは郵便でお送りください。

郵便 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 教職員・福利課「福利高知」係

メール [kyosai39@kouritu.or.jp](mailto:kyosai39@kouritu.or.jp)

※ 原則として作品等はお返しませんが、返却をご希望の場合はその旨をお書き添えください。

※ 作品を掲載させていただいた方へ送り返す図書カードにつきましては、お1人様につき、1年に1回限りとさせていただきます。



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

# 高知会館便り ~夏号~

昼膳



3,000円 (税込)  
【食後コーヒー・デザート付】

季節の和え物  
季節の刺身二種盛り  
チキンマスタードソース  
赤魚のパン粉焼き  
海老と青唐のマリネ  
鱈の天婦羅  
もろこしとひじきの炊き込みご飯  
吸い物・香の物



## レストラン四季より 価格改定のお知らせ

誠に勝手ながら、原材料費の高騰により、  
2025年7月1日より価格を改定させていただきました。  
だくことになりました。

何卒ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

日替りランチ 1,000円  
サービスランチ 1,000円

1,000円以上で500円分の利用券をお使いいただけます。  
身分証明書(組合員証・運転免許証等)をご持参の上、  
フロントにて発行致します。(1回の補助金額2,000円限度)

## おすすめメニュー

はりまや御膳 2,500円  
(チラシ寿司・吸物)

地元の食材をふんだんに  
使用した十二品目の料理  
※写真はイメージです。内容は異なります





# 夏の宴

**¥7,000**  
2時間飲み放題付

令和7年7月1日～  
令和7年8月31日

写真はイメージです

- ・季節の刺身三種盛り
- ・肉巻きと握り盛り合わせ
- ・チキンソテー
- ・つまみ三種盛り（芝海老の唐揚げ・枝豆・出汁巻き卵）
- ・酢豚
- ・海鮮サラダ
- ・果物とケーキの盛り合わせ

2時間飲み放題付  
瓶ビール・焼酎（麦・芋）・日本酒・ウイスキー・酎ハイ  
ノンアルコールビール・ウーロン茶・ジュース



**高知会館**  
Kochi Kaikan  
お問い合わせ TEL 088 (823) 7123  
780-0870 高知市本町5-6-42 Fax. 088-823-7127  
<https://kochikaikan.jp/>



※ 完全予約制(和室・洋室あり)  
※ その他、ご予算・ご要望承ります

ご予約・お問い合わせ受付時間 9:00～19:00